

林業・木材産業改善資金のご案内

(平成23年9月版)

あなたのチャレンジを無利子でサポートします

林業・木材産業改善資金制度は、

新しい事業を始めるために機械・施設を導入したい！

林産物の新たな生産・販売方法を取り入れたい！

林業従事者の確保のために働く環境を整えたい！

など、事業者のみなさんの創意工夫を活かした

様々な取組みに必要な資金を無利子で借り受けることができる制度です。

《 税 制 特 例 措 置 》

本資金の貸付けを受けて、共同利用に供する機械及び装置（1台又は1機の取得価格が330万円以上のもの）を取得した場合、固定資産税（1.4%）が取得後3年間に限り、2分の1に軽減されます。

（対象：森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合（事業協同小組合、企業組合を除く）、協業組合）

どんな場合に借り受けることができるのですか？

林業・木材産業改善資金は次の取組(改善措置)を支援します

林業・木材産業改善措置	<p>● 新たな林業部門の経営の開始 例： 新たに素材生産事業やきのこ栽培などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合があります。新たに長伐期施業や複層林施業を実施する場合も含まれます。また、森林認証を受けて行う林業経営も対象になります。</p>
	<p>● 新たな木材産業部門の経営の開始 例： 新たに集成材用ラミナの生産、合板製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場業などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合があります。</p>
	<p>● 林産物の新たな生産方式の導入 例： 生産性の向上、品質の向上等に役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合があります。木材乾燥施設や木質バイオマス利用施設も含まれます。また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりや団地性を確保した森林施業など先駆的な生産方式も対象になります。</p>
	<p>● 林産物の新たな販売方式の導入 例： 売上高の向上等に役立つ販売用機械や施設を導入する場合があります。ITを活用した販売方式も含まれます。また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりを確保した林産物販売など先駆的な販売方式も対象になります。</p>
	<p>● 林業労働に係る安全衛生施設の導入 例： 防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設などを導入する場合があります。</p>
	<p>● 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入 例： 休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設などを導入する場合があります。</p>

誰でも借りることができるのですか？

林業・木材産業改善資金は次の方々が借受対象です

- 森林所有者、林業労働従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、素材生産組合、林業経営を行う市町村など
(会社の場合、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限られます。)
- 木材製造業、木材卸売業又は木材市場業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限られます。）とその組織する団体（木材協同組合など）

なお、法人格のない団体も貸付けを受けることは可能ですが、そのためには、その団体が構成員の加入脱退にかかわらず同一目的を有する組織体として存続し、目的、名称、総会、代表者、資産等に関する定めを備え、通常の世界関係において人格なき社団としての実体を有することが必要となります。

具体的にはどんな資金を借りることができるのですか？

林業・木材産業改善措置を導入する際の次のことに必要な資金です

- ・ 現在使用している機械・施設の改良や新たな機械・施設の購入に必要な資金
 - ・ 造林を行うための資材の購入、作業道作設等に必要な資金
 - ・ 立木の取得に必要な資金
 - ・ 立木の伐採、木材の搬出を行うのに必要な資金
 - ・ 林業経営を行うために使用収益権を取得するのに必要な資金
 - ・ 森林の施業又は立木の管理を長期委託するのに必要な資金
 - ・ 能率的な経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - ・ 林業経営又は木材産業経営のための調査を行うのに必要な資金
 - ・ 通信・情報処理機材の購入に必要な資金
 - ・ 森林認証の取得に必要な資金
- などです。

その他、林業・木材産業の経営の改善等に必要な様々な用途に活用できます。

貸付条件はどのようになっていますか？

貸付限度額（一借主ごと）

個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円

木材製造業、木材卸売業又は木材市場業に係る事業を実施する場合は1億円

※ ただし、県知事が必要があると認める場合においては、上記の貸付限度額にかかわらず、県知事が農林水産大臣と協議をして定めた額となります。

償還（据置）期間

10年以内（据置期間は3年以内）

※ 県が事業内容に応じて定めます。また、償還期間には特例措置^{注1}があります。

債務保証

原則として、農林漁業信用基金による債務保証を受けることとなります。

※ 農林漁業信用基金の債務保証を受ける場合は、出資及び保証料が必要となります。

償還方法

原則として、償還期間を1年以内とした貸付金は一時払の方法、その他のものは均等年賦支払の方法をとります。

なお、据置期間を設けた貸付金については、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により償還を行うこととなります。

どのような手続きをすればよいのですか？

**銀行等の民間金融機関から貸付けを受けられます。
なお、山形県内の取扱金融機関は、下記のとおりです。**

貸付手続

- ① 貸付けを希望される場合は、あらかじめ取扱金融機関にご相談ください。
- ② 取扱金融機関の事前相談を受け、貸付けを希望される方は、認定申請書及び貸付申請書を最寄りの県総合支庁森林整備課に提出してください。また、同時に、農林漁業信用基金への債務保証依頼に関する書類も提出していただくこととなります。
- ③ 認定申請書は県が審査し、問題がなければ貸付資格の認定がなされ、そのことが申請された方と貸付けを希望される取扱金融機関に通知されます。
- ④ 取扱金融機関は貸付審査を行い、問題がなければ貸付けが決定されます。貸付決定の通知を受けたら、速やかに借用証書を提出してください。
- ⑤ 取扱金融機関は、借用証書を受理した後、林業・木材産業改善資金の貸付けを行います。

※ 取扱金融機関から貸付けを受けるに当たっては、原則として、農林漁業信用基金による債務保証を受けることとなります。

なお、債務保証を受ける場合には、農林漁業信用基金への出資及び保証料が必要となります。

山形県内の取扱金融機関

山形銀行、きらやか銀行、荘内銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、
新庄信用金庫、山形中央信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合
(H23.4月現在)

申請書の提出期限及び貸付日

申請書提出期限	貸付日
貸付日の約2ヶ月前 (上記期日以前に金融機関、総合支庁にご相談ください)	6月1日 から 翌年3月1日 まで

注1) 償還期間の特例措置

1. 県知事から「林業経営改善計画」の認定を受けられた方が、

①伐採までの期間を長期化する森林施業と、特用林産物の生産を組み合わせた新たな林業部門の経営を開始する場合

②一体として整備することを相当とする森林において森林施業を効率的に行い、林産物の新たな生産方式を導入する場合

において、当該経営又は当該方式の導入に必要な調査を行い、作業路を開設もしくは改良し、機械・施設・資材を購入もしくは設置するのに必要な資金を借り入れる場合は、償還期間が通常の10年以内から12年以内になります。

備考：上記は、

①については、導入される森林施業は、標準伐期齢に15年を加えた林齢を超える林齢において主伐をするものに限られ、その対象森林面積がおおむね5ha以上であることなど

②については、その森林施業の対象となる森林は、森林法における「森林施業計画」の認定を受けているか、またはその認定が受けることが確実であると見込まれることなどそれぞれ、農林水産大臣が定める基準に適合する場合に限られます。

2. 県知事から「改善計画」の認定を受けられた方が、林業労働に従事する者を確保するための保健施設を設置するために必要な資金を借り入れる場合は、償還期間が、通常の10年以内から15年以内になります。

備考：上記の「改善計画」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善措置についての計画です。また、設置する当該保健施設や附帯施設は、農林水産大臣が定める基準に適合するものに限られます。

3. 農林水産大臣から「農商工等連携事業計画」の認定を受けられた林業・木材産業事業者の方が、新たな林業・木材産業部門の経営を開始し、もしくは林産物の新たな生産・販売方式を導入する措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合、または同認定を受けられた中小企業者の方が、林業者・木材産業事業者等が実施するこれらの措置を支援するために必要な資金を借り入れる場合は、償還期間が通常の10年以内から12年以内、据置期間が通常の3年以内から5年以内になります。

備考：上記の「農商工等連携事業計画」とは、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に基づき中小企業者と農林漁業者が共同して作成する、農商工等連携事業についての計画です。

4. 農林水産大臣から「生産製造連携事業計画」の認定を受けられた林業者・木材製造業者の方が、バイオ燃料製造業者の需要に的確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置等を実施するのに必要な資金を借り入れる場合は、償還期間が通常の10年以内から12年以内になります。

備考：上記の「生産製造連携事業計画」とは、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に基づき農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が共同で作成する、生産製造連携事業についての計画です。

5. 農林水産大臣から「木材製造の高度化に関する計画」の認定を受けられた林業・木材製造業の方が、公共建築物の整備に供する木材の供給の担い手として十分な能力を有するための木材製造の高度化を実施するのに必要な資金を借り入れる場合は、償還期間が通常の10年以内から12年以内になります。

備考：上記の「木材製造の高度化に関する計画」とは、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく計画です。

6. 農林水産大臣から「総合化計画」の認定を受けられた林業者等の方が、新たな林業部門の経営を開始し、もしくは林産物の新たな生産・販売方式を導入する措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合、または同認定を受けられた促進事業者の方が、林業者等の方が実施するこれらの措置を支援するために必要な資金を借り入れる場合は、償還期間が通常の10年以内から12年以内に、据置期間が通常の3年以内から5年以内になります。

備考：上記の「総合化事業計画」とは、「地域資源を活用した農林業業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく総合化事業を実施しようとする農林漁業者等（促進事業者を含む。）が作成する計画です。

7. 東日本大震災により、市町村長その他相当な機関から

①事業所又は主要な事業用資産が浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと
または

②林産物（その加工品を含む）の売上が平年に比して減少したこと

の証明を受けた方が、林業・木材産業改善資金を借り入れる場合は、償還期間が通常の10年以内から13年以内に、据置期間が通常の3年以内から6年以内になります。

備考：1) 「東日本大震災」とは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」において、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害のことです。

2) 上記の通常の場合のほか、1～6の特例による償還期間・据置期間についても、それぞれ3年を足した期間になります。

3) 上記の特例については、平成23年3月11日から平成28年3月31日までに借り入れる資金が対象となります。

注2) 民間金融機関とは、農林中央金庫、森林組合（農林水産大臣が指定するもの）、森林組合連合会、木材協同組合（農林水産大臣が指定するもの）、木材協同組合連合会、銀行、信用金庫、農協、農協連合会、信用協同組合です。

注3) 認定申請書には、貸付けを受けることを希望する事業が林業・木材産業改善資金の貸付対象として適当かどうかを都道府県が判断するために、事業の目標、事業の内容と実施時期、事業を実施するのに必要な資金の額及び調達方法を記載した林業・木材産業改善措置に関する計画書を添付して提出していただきます。

注4) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第2項に規定する資金を借り入れる場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付していただきます。

注5) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を借り入れる場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付していただきます。

注6) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を借り入れる場合は、同法第10条第3項に規程する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付していただきます。

注7) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画の認定書の写しを添付していただきます。

注8) 上記注3)～注8)のほか、県知事が必要と認める書類を添付していただくことがございます。

問い合わせ先： <村山総合支庁森林整備課> TEL：023-621-8191

<最上総合支庁森林整備課> TEL：0233-29-1351

<置賜総合支庁森林整備課> TEL：0238-26-6063

<庄内総合支庁森林整備課> TEL：0235-66-5537